

電波監理審議会（第1105回）議事録

1 日時

令和4年9月1日（木）15：00～16：52

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、笹瀬 巖（会長代理）、長田 三紀、
林 秀弥、矢嶋 雅子

(2) 学識経験者

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、
若林 亜理砂

(3) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(4) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山碓 良志（大臣官房審議官）、
林 弘郷（総務課長）、鎌田 俊介（国際放送推進室長）

（総合通信基盤局）

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（電波部長）、
近藤 玲子（総務課長）、荻原 直彦（電波政策課長）、
渡部 祐太（電波政策課企画官）

(5) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）
宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 議決事項		
①	審理官の人事	1
②	電波監理審議会決定第9号(案)	2
(3) 審議事項		
	有効利用評価方針	4
(4) 諮問事項(総合通信基盤局)		
	電波法施行規則等の一部を改正する省令案(「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備)(諮問第22号)	15
(5) 報告事項(総合通信基盤局)		
	周波数再編アクションプラン(令和4年度版)(案)	25
(6) 諮問事項(情報流通行政局)		
	放送法施行規則の一部を改正する省令案(「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備)(諮問第23号)	35
(7) 閉	会	45

開 会

○日比野会長 日比野です。よろしく申し上げます。7月は欠席いたしまして大変失礼いたしました。本日はよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の9月期の定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項2件、諮問事項2件、報告事項1件、審議事項1件となっております。

議決事項

(1) 審理官の人事

○日比野会長 それでは、早速ですが、議事を開始いたします。

初めに、審理官の人事に係る議決をお願いしたく存じます。

議決事項説明資料を御覧ください。鹿島審理官は、令和2年9月12日から本年9月11日までの任期となっており、間もなく任期満了を迎えることとなります。審理官の任命につきましては、電波法第99条の14、第3項におきまして、電波監理審議会の議決を経て、総務大臣が任命すると規定されております。

今般、総務大臣から、同条に基づいて、鹿島秀樹審理官を引き続き審理官と

して任命することについての議決を求めがございました。

鹿島審理官は、地方裁判所及び家庭裁判所の判事補、亜細亜大学教授等を歴任されており、今後も公正な審議を実施するためには、これまでどおり、鹿島審理官にお務めいただければいかかかと存じますが、よろしいでしょうか。

○長田委員 賛成いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

○笹瀬代理 賛成いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。

○日比野会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(2) 電波監理審議会決定第9号(案)

○日比野会長 それでは、続きまして、2件目の議決事項に入ります。

議決事項、電波監理審議会決定第9号(案)につきまして、松田幹事から説明をお願いいたします。

○松田幹事 事務局幹事の松田でございます。

それでは、電波監理審議会決定第9号の案について説明させていただきます。電波監理審議会決定第9号、有効利用評価方針に係る学識経験者の出席、または資料の求めについて、お手元の資料を御覧ください。

以前の審議において、笹瀬会長代理から、有効利用評価に関する審議に際して、電波監理審議会に無線通信技術などの分野の専門家に御出席いただき、議

論を行うことが望ましい旨の御発言がございました。そのための手続を定める審議会決定（案）についてお諮りするものです。

では、内容について御説明させていただきます。

令和4年6月10日に公布された、電波法及び放送法の一部を改正する法律による改正後の電波法第26条の3第1項において、今後は電波監理審議会が、電波の有効利用の程度の評価を行い、同条第2項に基づき、同審議会は、あらかじめ、有効利用評価方針を定め、公表することとされています。

また、電波法及び放送法の一部を改正する法律の附則第2条において、法施行前においても準備行為として有効利用評価方針を定めることができることとされております。

今般、有効利用評価方針を法施行前に審議するに当たって、無線通信技術などの分野を専門とされる学識経験者の方が審議会に御出席できるよう、新たに電波監理審議会決定第9号の案を作成いたしました。なお、本決定案は、改正法が施行される10月1日以降に廃止することを予定しております。

それでは、案文を読み上げます。

令和4年9月1日。電波監理審議会決定第9号。有効利用評価方針に係る学識経験者の出席または資料の求めについて。

会長は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）附則第2条第2項の規定に基づく有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定めるため必要があると認めるときは、学識経験のある者の意見を聴くため、その者に電波監理審議会の会議への出席を求め、または資料の提出を求めることができる。

説明は以上でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御質問とか御意見等ございましたらお願いい

たします。こちらは、特によろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、電波監理審議会として決定をさせていただきますけれども、改めまして、よろしいでしょうか。

○長田委員 はい、結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。

○林委員 賛同いたします。

○笹瀬代理 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

○矢嶋委員 有効な審議に必要な改定だと思いますので、賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することいたします。ありがとうございました。

審議事項

有効利用評価方針案

○日比野会長 続きまして、有効利用評価方針に関する、審議に入らせていただきます。

有効利用評価方針に関する審議に際して、先ほど議決しました電波監理審議会決定第9号に基づいて、学識経験者の方々に御参加をいただきたいと思えます。皆様に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員、審理官、学識経験者入室)

○日比野会長 それでは、再開いたします。

有効利用評価方針の審議に当たりまして、本日は、無線通信技術や法律等を専門とされる学識経験者の方々に御出席をお願いしております。

事務局のほうから、本日、御出席いただく先生方について紹介のほうをお願いいたします。

○宮澤課長補佐 事務局でございます。それでは、本日、御出席いただきます5名の先生方につきまして、御紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、お一人目でございますけれども、九州工業大学大学院工学研究院電気電子工学研究系教授の池永全志先生です。

続きまして、東北大学電気通信研究所教授の石山和志先生です。

続きまして、慶應義塾大学理工学部電気情報工学科教授の眞田幸俊先生です。

続きまして、津田塾大学学芸学部情報科学科教授の中野美由紀先生です。

最後に、駒澤大学大学院法曹養成研究科教授の若林亜理砂先生です。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○日比野会長 御紹介ありがとうございました。

有効利用の評価方針に関しましては、前回の審議会において議論を行い、評価方針案について、本年の7月16日から8月19日までの35日間、意見募集を実施いたしております。

まずは、意見募集の結果及び提出された意見に対する考え方の案について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮澤課長補佐 事務局の宮澤でございます。それでは、本件につきまして、御説明を申し上げます。

先ほど日比野会長から御紹介いただきましたとおり、有効利用評価方針(案)につきましては、7月16日から8月19日までの間、意見募集を実施いたしました。本日は、意見募集の結果並びに提出された意見に対する電波監理審議会の考え方の案につきまして、御説明を申し上げます。

1ページ目を御覧ください。合計で12件の意見提出がございました。その内訳でございますけれども、携帯電話事業者やBWA（ブロードバンド・ワイ

ヤレス・アクセス) 事業者が5者、それから個人が7者でございました。そのほかの団体や他の免許人等からの意見提出はございませんでした。

本資料では、提出された意見につきまして、有効利用評価方針の項目別にまとめさせていただきまして、各提出意見に対する電波監理審議会の考え方につきましては、笹瀬会長代理、それから林委員に御相談差し上げまして、案という形で今回記載させていただいてございます。次のページから具体的に御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。まず、2つ目の評価の方法についてでございます。ソフトバンクとWCP(ワイヤレス・シティ・プランニング)から意見提出がございました。内容といたしましては、周波数帯ごとに評価することが適切ではないといった意見ですとか、また、公表方法については、競合する他の事業者ネットワーク戦略を類推されるとビジネス戦略への懸念があるということで配慮をお願いしますとの意見がございました。

これについては、右側の考え方の案にあるとおりでございます。まず、前段の周波数帯ごとの評価については、改正後の電波法第26条の3第1項の規定に基づき、各周波数の有効利用度合いを適切に判断するため、周波数ごとに有効利用評価を行うとしてございます。後段の評価結果の公表につきましては、同じく法第26条の3第4項に基づき、結果概要を公表することとされており、国民の共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図るとともに、営業上の秘密等にも配慮して適切に対応してまいりますとしてございます。

3つ目の評価基準について、同じくソフトバンク、WCPから、評価基準については、周波数帯の特性やその利用実態、割当ての経緯等を踏まえ決定すべき、ミリ波は周波数特性が異なることから、それ以外の周波数帯とは別の基準とすべきとの意見がございました。

これにつきまして、前段では、電波の特性に応じた電波利用の需要、または

利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行いますとさせていただきます。後段では、高周波数帯評価方法については、いただいた御意見を参考に今後も検討を進めてまいりますとさせていただきます。

3 ページ目を御覧ください。基地局の数に関する評価基準について、ソフトバンクとW C P から、基地局の数が認定計画値を1局でも下回った場合にD評価となるのは過剰な評価基準であり、認定有効期間中の進捗評価、B評価、またはC評価といった形に是正すべきとの意見がございました。これにつきましては、まず、電波を発射する無線局の数が多ければ、電波が相対的に有効に利用されていると判断できることから、基地局の数は重要な評価事項の1つであり、このような見地から、改正後の電波法第26条の3第1項に基づき、基地局の数は有効利用評価に関する評価事項として定められており、以上のことから原案のとおりとします。

なお、総務省におけるこれまでの評価においても、基地局の数は評価事項とされてきたところです。また、認定計画値との関係につきましては、周波数の割当てを受けた事業者は認定計画に従った基地局開設が求められているため、認定の有効期間中は計画値と比較して進捗評価を行い、開設の遅延が生じている場合には、BやCといった評価を行っているところです。認定期間満了後に認定計画値を下回ることについては、満了後であっても、認定計画に従った基地局開設を行うことが事業者の責務であり、これが達成できない状況を鑑みますと、最低限達すべき目標、D評価に達していないと判断することとしたものでございます。

4 ページ目を御覧ください。同じく、基地局の数につきまして、2つ目に、楽天モバイルから基地局数の多寡を相対的に評価することは適当ではなく、評価基準から基地局の数を削除し、さらには総合評価からも削除することが適当との意見がございました。これにつきましては、先ほどソフトバンクとW C P

の回答の中にございました、基地局の数は評価事項として重要である旨の文言を、ここで改めて記載をしてございます。

5 ページ目を御覧ください。1 つ目に、人口カバー率のカバレッジ評価について、NTTドコモから客観的データによる実績を評価することが妥当であり、第三者も視野に入れた実測調査等による評価を行う旨の意見もございました。これについては、人口カバー率の評価方法については、いただいた御意見を参考に今後も検討進めてまいりますと回答してございます。

6 ページ目を御覧ください。通信量、トラフィックに関してです。これについても各社から意見ございました。1 つ目、楽天モバイルから、各免許人の全周波数を合算した総通信量に対して、各周波数帯から生じている通信量の割合によって評価を行うとの意見が、また、NTTドコモからは、周波数を基軸とした1メガヘルツ当たりの総トラフィックによる評価や、トラフィックデータ量に基地局の設置密度などの指標により評価を行うという意見がございました。

さらには、4 つ目でございますけれども、KDDIからです。通信量が減少する、やむを得ない事情といたしまして、基地局のNR化においてシステム改変を行う際に、また、端末メーカーの仕様変更によって、通信量の減少が起り得るとの意見がございました。これらにつきましては、通信量の評価方法については、いただいた御意見を参考に今後も検討を進めてまいりますとさせていただきます。

7 ページ目を御覧ください。1 つ目の総合評価に関して、ソフトバンクとWCPから基地局の数、人口カバー率、通信量、技術導入状況のうち、1 つでもD評価となると総合評価がD評価になるということにつきまして、複数項目がD評価となった場合に総合評価をD評価に変更すべきとの意見がございました。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、最低限達成すべき目標として、D評価を定めていると。これが1 つでもあると、電波の有効利用が十分に

図られないと判断されることから、総合評価もD評価として原案のとおりするという事としてございます。

8 ページ目を御覧ください。3つ目のところでございますが、評価の実施についてというところで、楽天モバイルから改正電波法の施行後、速やかに評価を実施し、公表するようにとの要望がございました。また、ソフトバンクとW C Pからは、評価方針案の今年度の適用に当たっては、より慎重な対応が必要との意見がございました。これらにつきましては、改正電波法の施行後、総務省が実施する調査結果に基づき、法第26条の3第5項に基づき、ヒアリングなどの必要な調査を行い、評価を実施すること、また、評価結果の公表に当たっても事前に意見募集を実施するなど適切に実施してまいりますとの回答としてございます。

9 ページ目でございますけれども、ここでは、個人7者からの提出意見をまとめてございます。有効利用評価方針の用語の定義に関する御意見ですとか、そのほかは、本意見の募集に対象外となるような意見があったところでございます。

10 ページ以降でございますが、これは別紙の資料でございまして、提出意見の詳細をまとめているものでございます。本日は説明を省略させていただければと思っております。

有効利用評価方針（案）の意見募集の結果、先ほど御説明申し上げましたとおり、携帯電話事業者等から評価基準に関して意見や要望がございましたけれども、考え方の案にお示ししたとおり、評価方針（案）については、全て原案のとおりとさせていただいているというところでございます。

資料の御説明は以上となります。御審議のほど、何とぞよろしく願い申し上げます。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは、まず、本日御出席いただいております学識経験者の皆様から、提出意見に対する考え方について、御意見等を頂戴できればと存じます。

まず、池永先生、いかがでございましょうか。

○池永氏 九州工業大学の池永です。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

○池永氏 御説明ありがとうございました。今、御説明いただきました電波の有効利用評価につきましては、開設計画の認定の有効期間満了後も、その認定基準値を満たしているかどうかということを確認するということが重要であると考えております。したがって、幾つか意見が出ておりましたけれども、認定基準に含まれている指標は、期間満了後も確認するということが適切かと考えております。

それから、通信トラフィック量に関する評価の方法、それから結果の公表の方法につきましても意見が出ておりましたけれども、これにつきましては、通信事業者の営業上の秘密への配慮は必要と思われまますので、これらの点については、今後検討を進める必要があると考えられます。

したがって、今、御説明いただきました内容、回答（案）と、それから当初の評価の案が、現時点で、私の意見としては適切であると考えております。

私からは以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、次に石山先生、いかがでございましょう。

○石山氏 東北大学の石山でございます。御説明いただきまして、ありがとうございました。

提出意見に対する考え方に関しまして、非常に内容的に適切であると考えております。基地局の数、通信量の評価に関して、重要な問題はたくさんございますが、現在の考え方で原案どおり進めるということに、私としては賛成いた

します。

その中でも特に、通信量の評価というのは、電波の有効利用上、重要なファクターであるということは間違いございませんので、と同時に、どのような視点で評価するかというのはなかなか難しいところもございますので、今後、十分な検討が必要ではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、次に眞田先生、お願いできますか。

○眞田氏 慶応大学の眞田ですけれども、私も池永先生、石山先生と同様の考え方でございます。重要な方針を踏襲しまして、かつ適切な配慮を持った回答案になっているかと思っておりますので、この案に賛成いたします。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、続きまして、中野先生はいかがでございますか。

○中野氏 津田塾大学の中野です。

今、ほかの先生方がおっしゃられたように、御提案の内容、評価基準とそれに対しての意見、回答も含めて、今回は非常に適切な内容になっているのではないかと感じております。

一方で携帯電話、あるいは、無線通信の技術の革新が進んでおりますので、今後、適切なパラメーター、トラヒック、通信量なども含めて電波有効利用が国民に分かりやすい形で設定するようなことも重要ではあろうと感じております。

以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、次に若林先生、お願いできますか。

○若林氏 若林でございます。よろしくお願いいたします。

考え方につきましては、全体的に皆様おっしゃるように、賛成でございます。

1点補足をさせていただければ、カバー率について、客観性が必要だという御意見が出ていたかと思えます。法改正によって、再割当ての可能性もゼロでない中での有効利用評価の指標となりますので、客観性、統一性というのは非常に重要なことと思っております。現在のところは、この案で、私よろしいと思っておりますけれども、もし将来的に必要なということであれば、場合によっては、例えば第三者によるサンプル調査であるとか、そういうことも検討していくことも考えられるかと思っております。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、笹瀬会長代理、それから林委員からも御意見を頂戴したいと思います。笹瀬会長代理、よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。どうもありがとうございます。

今、皆さんの学識経験者の御意見に従いまして、私もそのとおりだと思います。

特に、電波の有効利用をどう図るかということに関しては、基地局の数と、それから人口カバー率、それから場所的なカバー率、そういうものに関して、現在では、それが一番妥当な評価基準だと思いますけれども、長い目で見ると、利用の仕方とか、それから周波数の特性によっても変わりますので、そういうことで、技術導入も含めて、これからより適切な評価基準があるのであれば、それも考えながら組み込んでいくというのがいいと思います。ということで、この議案どおりでいいと思いますし、資料に示された電波監理審議会の考え方も妥当だと思います。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、続いて、林委員、いかがでございましょう。

○林委員 先ほど来、有識者の先生方の御意見、コメント、それから笹瀬会長代理のコメントに、いずれも賛同するものでございます。

それから、本案の作成過程に当たりまして、私が申し上げた意見やコメントも、本案に適切に反映していただいておりますので、追加で申し上げることはございません。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、その他、電波監理審議会の各委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますが、長田委員はいかがですか。

○長田委員 長田でございます。聞こえますでしょうか。

○日比野会長 大丈夫です。

○長田委員 今回のまとめは適切だと思っています。プラチナバンドの再割当てを望むところもあり、電波の有効利用については、非常に大きな関心が各事業者さんからも寄せられていると思います。できるだけ客観的な評価基準をもって有効利用の評価をしていくべきだと考えておりますので、今後もより精緻にして進めていければいいかなと思います。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員はいかがでしょう。

○矢嶋委員 提出された御意見、そして、有識者の方々の御意見と、それから電波監視審議会の考え方のいずれにつきましても、賛同しております。

有識者の方々の御意見についてはいずれも非常に納得のいくものでありまして、特に今回、国民共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図るという姿勢を示せることは、非常に有益なことだと考えております。

私からは以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。日比野からですが、もう有識者の先生方、それから笹瀬代理、林委員、その他電監審の委員の皆様の御指摘で、ほぼもう言い尽くされていると思います。

有効利用の評価方針（案）の策定、それから、今般のパブコメ、意見募集に対する大変丁寧な回答をまとめていただいて、大変感謝をしております。今回の主題ではありませんが、通信ネットワークはもうデジタル化社会の基盤で、公共インフラとしての重要性が飛躍的に高まっている状況ですので、有効利用の観点と併せて信頼性、安定性といったことが、以前にもまして重要になっているんだろうと思います。将来的には、そういった要素も評価する観点とか仕組みというのが、また改めて大変重要になっていくんじゃないかと感じております。

ともあれ、電監審の考え方につきましては、今回の案で大変結構だと思います。

笹瀬代理、林委員、改めて何かございましたらあれですが、よろしいでしょうか。

○笹瀬代理 特に追加はございません。

○日比野会長 よろしいですか。

○林委員 私もございません。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、笹瀬会長代理、林委員におかれましては、本日の議論を踏まえて、提出された意見に対する当審議会の考え方の案を取りまとめていただくよう御対応をよろしくお願い申し上げます。

まとめていただいた考え方につきましては、次回の電波監理審議会において審議を行った上で、有効利用評価方針を策定し、公表をするという形になります。

す。

なお、電波監理審議会が有効利用評価方針を決定して公表するまでの間、審議の過程や審議内容等について、慎重に取り扱う必要があるということから、本日の説明資料、それから議事録につきましては、全て決定後に、最終化された後、公表をさせていただきますというところでございます。

以上で、本審議事項については終了したいと思います。ありがとうございます。

有識者の先生方には、大変御多忙の中、御出席をいただきまして、ありがとうございました。退室のほうをよろしく願いいたします。

(学識経験者退室)

○日比野会長 よろしいでしょうか。

諮問事項（総合通信基盤局）

電波法施行規則等の一部を改正する省令案（「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備）

(諮問第22号)

○日比野会長 それでは、次に、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室をするよう、連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 よろしいですか。それでは、議事を再開いたします。

諮問第22号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度の整備）につきまして、渡部電波政策課企画官から説明をお願いいたします。

○渡部電波政策課企画官 電波政策課企画官の渡部でございます。本日はよろしくお願いたします。

○日比野会長 よろしくお願いたします。

○渡部電波政策課企画官 諮問第22号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について説明をさせていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。まず、諮問の概要でございます。本件は、さきの通常国会で成立しました、電波法及び放送法の一部を改正する法律におきまして、(1)の電波監理審議会の機能強化、それから、(2)の携帯電話等の周波数の再割当制度の創設、これらがなされたことを受けまして、その施行に必要となる関係省令の整備を行うものでございます。

ページを飛ばしまして、5ページ目以降で、順に省令案の概要について説明をさせていただきます。

まず、6ページ目を御覧ください。改めまして、今般の法改正のうち、電波法関係の概要でございます。まず、1の電波監理審議会の機能強化といたしまして、電波の有効利用の程度の評価について、これまで総務大臣が利用状況調査の結果に基づき行っておりましたけれども、これを技術の進展等に対応した、より適切な評価を行うために、電波監理審議会が行うこととされました。あわせて、有効利用評価に関する勧告権限が電波監理審議会に付与されてございます。

次に、2の携帯電話等の周波数の再割当制度の創設といたしまして、第1に、有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき、第2に、開設指針の制定の申出を受けて、有効利用評価の結果等を勘案して再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき、第3に、周波数の再編が必要と総務大臣が認めるとき、これら3つの場合に再割当てができることとされたところでございます。

このほか、今回の諮問とは関連いたしません。電波利用料の料額改定や外

資規制の見直しが行われているところでございます。

続いて、7ページ目を御覧ください。ここからが省令案の具体的内容でございます。まず、電波監理審議会の機能強化関係といたしまして、電監審が有効利用評価を行うこととされたことに伴いまして、(1)の電波の利用状況の調査等に関する省令を改正するものでございます。

まず、省令の名称、目的規定におきまして、電波の有効利用の程度の評価、こちらを明記するよう改正することとしております。

次に、下の表のところでございます。本省令では、総務大臣が行う利用状況調査につきまして、これまでの運用や再割当制度への活用を踏まえまして、表の左側の携帯電話等の基地局を対象とする調査と、右側のその他の無線局を対象とする調査とに分類をいたしまして、具体的な調査方法を規定することとしております。

まず、①の調査の周期につきましては、左側の電気通信業務用基地局では1年、右側の公共業務用無線局では1年、それ以外の無線局については、714メガヘルツの上下で区切りまして、それぞれおおむね2年周期で調査を行うこととしております。

続いて、②の調査区分でございます。電気通信業務用基地局では、法定されている「免許人」、「周波数帯」の区分に加えまして、「全ての周波数帯」、これはすなわち複数周波数を横断した区分、それから、「全国及び総合通信局の管轄区域」の区分を規定することとしております。

右側のその他の無線局に関しましては、法定されております「周波数帯」の区分に加えまして、「全国及び総合通信局の管轄区域」の区分を規定することとしてございます。

続いて、③の調査事項でございます。こちらにつきましては、「無線局の数」、「通信量(トラフィック)」、さらに「電波の能率的な利用を確保するための技術

の導入に関する状況」等を左側、右側に共通して規定するほか、左側の電気通信業務用基地局におきましては、11番の「既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅」、12番の「接続・卸役務提供の状況」を規定することとしてございます。

続いて、④が電波監理審議会が行う有効利用評価における評価事項でございます。こちらは法定の評価事項でございます「無線局の数」、「通信量」、「電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況」のほかに、③の利用状況調査における調査事項と同じ事項を評価事項として規定することとしてございます。

続きまして、(2)といたしまして、電波監理審議会の議事規則の改正を行うこととしております。こちらは新たに制定されました政令でございます電波監理審議会令におきまして、有効利用評価を行うために、特別委員及び部会を審議会に設置することができることとされたことに伴いまして、会議の議事手続等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて、8ページ目を御覧ください。今回の携帯電話の周波数の再割当制度の創設に伴いまして、電波法施行規則を改正するものでございます。

まず、(1)としまして、改正法において、電監審による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないときに再割当てができることとされまして、この基準を省令で定めることとされております。これにつきまして、有効利用評価の総合的な評価の結果が2回以上連続して最下位の段階の場合に、再割当てができることとするよう基準を規定することとしております。

続いて、(2)といたしまして、開設指針制定の申出につきまして、手続の詳細を省令で定めることとされております。まず、①として、申出書の様式等を定めるほか、②として、申出を行うことができない者といたしまして、法定されてございます「欠格事由に該当する者」に加えまして、省令におきまして、

「同一の周波数について既に申出をしている者」、それから、過去に「申出を行い、当該申出に係る開設指針が制定されたにもかかわらず、正当な理由なく認定申請をしなかった者」、これらを規定することとしております。

また、③として、総務大臣が開設指針の制定の可否を決定する際の勘案事項といたしまして、法定されてございます「申出に係る周波数の有効利用評価の結果」、「申出人による有効利用の程度の見込み」に加えまして、省令において、「申出人の電気通信事業者としての登録又はその見込み」、さらに、「申出人の財務状況」等を規定することとしております。

続いて、(3)でございます。再割当てに係る開設指針を定めようとする場合におきまして、既存免許人、申出人に対する意見聴取等を行う場合の具体的な手続について、省令で定めることとしてございます。

続いて、(4)でございます。開設計画の認定の有効期間につきまして、今般、再割当て制度の創設に伴いまして、事業の予見可能性の確保ですとか、事業運営の安定性や投資コストの回収等に配慮する観点から、改正法におきましては、有効期間の上限が、原則10年、周波数移行が必要とされる場合は更に10年を加えた20年に延長されてございます。これを受けまして、省令におきましても対応した改正を行うこととしてございます。

続いて、(5)といたしまして、公示する期間内に免許申請することを要しない無線局といたしまして、これまで省令で規定してございました、特定基地局の通信の相手方である携帯端末について、今回、改正法で、法律においてこれが規定されたことに伴いまして、省令からは削除するという規定の整理を行うこととしてございます。

続いて、9ページ目を御覧ください。その他の改正といたしまして、関係する省令について、用語、条ずれ等の規定の整理を行うこととしてございます。

最後に、本省令案の施行期日でございますけれども、本年10月1日の施行

を予定してございまして、今回、もし答申をいただきましたら、速やかに改正を行いたいと考えているところでございます。

続いて、最後でございますけれども、10ページ目を御覧ください。本件の諮問に先立ちまして、本年7月8日から8月8日まで意見募集を行ってございます。法人4件、それから個人2件の御意見の提出があったところでございます。

提出意見を踏まえた案の修正はございませんでしたので、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、利用状況調査ですとか有効利用評価の活用、また、再割当てを実際に実施する場面において配慮してほしいことに関する御意見が多くを占めてございました。今後の制度の運用において、十分留意してまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○日比野会長 渡部企画官、ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。笹瀬会長代理、よろしいですか。

○笹瀬代理 笹瀬です。1点だけ。今の意見募集の結果で、特に踏まえた修正はないとお聞きしたんですけれども、本質的なところで何か今後の検討に値するような項目はあったでしょうか。かなりすっきりまとまっていると思えますけれども。

○渡部電波政策課企画官 笹瀬先生、御質問ありがとうございます。

今回、提出いただいた御意見の中で、特に今後、運用に当たりまして、留意すべき点といたしまして、再割当てが実際に行われた場合の移行期間ですとか移行費用の設定につきまして、既存免許人のヒアリング等も含めて、慎重に十分時間をかけて検討していただきたいという御意見が既存の携帯電話事業者から寄せられておりました。今、総務省のタスクフォースでも関係事業者を含め

て検討してございますけれども、こちらについて、今後の運用に向けて、しっかり留意しつつ検討することが必要と考えてございます。

以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。長田委員はいかがですか。

○長田委員 ありがとうございます。先日のタスクフォースを傍聴させていただきまして、非常に意見が真っ向から対立している各社の御意見を伺いました。とにかく、これは非常に期待されている改正でもありますので、丁寧にこれからきちんと議論をして、皆さん納得いくところを見つけていくことが大切だと思っております。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。渡部企画官、何かコメントありますか。

○渡部電波政策課企画官 長田先生の御指摘のとおりかと思えます。総務省といたしましても、関係する事業者の御意見を丁寧にお聞きしながら、今後の制度運用に向けて、しっかり検討を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員はいかがですか。

○林委員 ありがとうございます。先ほど、長田委員から御指摘のあったタスクフォースの議論ですけれども、先ほどの長田委員の御発言によると、各社、かなり意見が対立していたということですが、各社の意見の概要と、どこが対立点なのかということ、そして、それに対する総務省の現時点の考え方があれば、ここで御紹介いただくと助かります。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、渡部企画官お願いします。

○渡部電波政策課企画官 林先生、ありがとうございます。

先日、タスクフォースを公開で開催いたしましたので、詳細は議事録等出ま

したら御確認いただけるかと思いますが、概要につきまして、新たに周波数の再割当てを希望しておられます楽天モバイルさんからは、早期の再割当てを希望するという事と、その移行期間について1年といった非常に短期間での移行を希望するという御意見がございました。既存3事業者からの移行に必要な作業についても、1年あればできるという御意見がございました。

これに対しまして、既存のNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3者からは、仮にプラチナバンドにつきまして、一部再割当てがされて、楽天モバイルさんに使っていただくようなこととなった場合に、様々な移行に関する作業でございますけれども、レピータの交換ですとか、基地局のフィルタの取替え等々の関係する作業について、各社、幅がございましたけれども、5年から10年ぐらいはかかるという御意見が出てございました。

こちらにつきまして、各社からのそれぞれの御主張について、その裏づけとなる部分ですとか、まだ十分お伺いできていないところもございますので、引き続き、各社の御主張の具体的な根拠等々について、タスクフォースでお伺いしながら、着地点を見いだしていく必要があると考えてございまして、現時点において、まだこういう方向でということを上申するのは少し早いかなと思いますので、議論の状況の御紹介ということでとどめさせていただきます。

以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。本日の資料の各社の意見の10ページ目ですか。個社の意見をあげつらうことは致しませんけれども、KDDIさんの、最初の括弧の一番最後、「電波法1条の目的に基づき、日本国民が周波数によって恩恵を享受する5G等の社会浸透と経済発展を最優先すべきと考えます」という御意見、それから、それに対する総務省の考え方として、「電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進という電波法の目的に十分留意してまいります」という点、このやりとりは非常に抽象的な話ですけどきわめて

重要で、再割当ての究極的な目的というのは、そこにあるんじゃないかと私は思いますので、再割当て政策が、単なるゼロサムゲームとならないよう、また目下のデジタル田園都市構想やbeyond 5 Gを見越した日本のあるべきICT国際競争力へ負の影響を及ぼすことのないよう、大きな方向性を持って御検討いただければと思います。

これは意見でございます。以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、矢嶋委員はいかがですか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。再割当て制度の方向性というものについては全く異存ございませんで、今後の私の関心としては、実際の運用がどのように行われるのかというところかと思っております。

お話を伺う限りは、せつかくこの制度ができる以上、必要という場合には、きちっとスピード感を持って、再割当てが実施されることが重要だと考えております。他方で、恐らくこれから細かいところもおつくりになるかとは思いますが、意見を聴取するのみならず、恐らくそれに対して、指針の制定、あるいは再割当てが決まったところで、それに対しての異議をどのように取り扱っていくのかといった、運用全体について、いろいろな御意見が利害関係人の事業者にはあろうかと思えます。細かいつくり込みについては、これから興味と関心を持って見守っていきたいと思えます。

以上となります。

○日比野会長 ありがとうございます。渡部企画官、いかがでしょう。

○渡部電波政策課企画官 矢嶋先生、御指摘ありがとうございます。また、今後の実際の運用に向けましても、御指導のほどよろしくお願ひできればと思っております。

それから、実際の今後の再割当てプロセスの運用におきましても、開設指針制定の申出が行われた際には、その制定の要否の決定に当たりまして、電波監

理審議会への諮問を要することになってございますし、その後、実際に再割当てに係る開設指針を制定するに当たりまして、電波監理審議会への諮問というものがプロセスに組み込まれてございますので、電波監理審議会における御審議等もいただきながら、迅速かつ丁寧にプロセスを進めていけるように準備をしまいたいと考えてございます。

以上でございます。

○日比野会長 よろしく願いいたします。

それでは、最後に日比野ですけれども、まず、電波法施行規則等の一部を改正する省令案につきましては、改正法の施行に伴って制度整備を行うもので、これはもちろん異論はございません。その上で、再割当制度の創設のところで大変熱い議論が展開されているようです。タスクフォースの資料を若干、拝見させていただいたりもしましたけど、新規参入者対既存3者のバトルがすごいという感じがします。今後は、公平な競争環境の観点から調整をされていくことになると思いますが、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

さらに大きな視点では、林先生もおっしゃいましたけど、ゴールは電波利用によって国民が享受する利益、あるいは国民経済が最大に活かされるような、社会基盤として効率的、安定的な運用が展開されていくことです。今回の再割当制度の創設の議論も、これから展開されるバトル等も含めて、大きなゴールに向かって議論を進めていくように、ぜひ総務省がリーダーシップを発揮していただければと思います。

私ども電波監理審議会もしっかり役割を果たさないと、というように思います。結果として、国民の利益、あるいは国益の最大化につながるような運用になっていくことが本当に期待されると思います。

以上、意見です。諮問事項に対しては異論ございません。

○渡部電波政策課企画官 日比野会長ありがとうございました。いただきまし

た御意見、国民全体の利益につなげるといった観点、しっかりと受け止めまして、今後の検討準備を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第22号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○笹瀬代理 賛同いたします。

○長田委員 賛成いたします。

○矢嶋委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

それでは、すいません、渡部さん、ありがとうございました。

○渡部電波政策課企画官 ありがとうございました。

○日比野会長 どうも。

報告事項（総合通信基盤局）

周波数再編アクションプラン（令和4年度版）（案）

○日比野会長 それでは、続きまして、報告事項になりますけれども、周波数再編アクションプラン（令和4年度版）（案）につきまして、荻原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○荻原電波政策課長 電波政策課長をしております荻原と申します。よろしく申し上げます。

私からは、周波数再編アクションプラン（令和4年度版）の案について、御説明させていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、スライドの2ページを御覧いただければと思います。周波数再編アクションプランですが、周波数再編の取組に関する方針をまとめているものでございまして、毎年、総務省で策定、公表しているものでございます。本年度のアクションプランにつきましては、今年の4月に答申いただきました、令和3年度の電波の利用状況調査の評価結果を踏まえまして、見直しを行っているものでございます。

本件の令和4年度版の案につきましては、本日、御報告させていただいた後に意見募集を行いまして、その後、提出いただいた意見を整理した上で、改めて電波監理審議会に御報告させていただいて、その後、公表を行うという形で進めさせていただきたいと考えております。

次の3ページ目を御覧ください。ここでは令和4年度版の主なポイントについて、簡潔にまとめております。一番上にあります、2025年度末までの帯域確保目標に対する進捗状況のほか、その下に（1）から（8）までの重点項目をピックアップして設定してございます。以降のスライドで、これらの項目、それぞれ資料をつけておりますので、資料に沿って説明させていただきます。

4ページ目を御覧ください。まず、一番最初に、2025年度末までの帯域確保目標に対する進捗状況でございます。目標につきましては、昨年8月のデジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書に基づきまして、図の右側の水色の上のほうに、2025年度末までにプラス16GHz幅と書いてありますけれども、これを目標としております。現時点の進捗につきましては、その下、一番右下に同じく水色で表記しておりますが、3.04ギガヘルツ幅を確保しているという状況でございます。この進捗につきましては、毎年、今後もフォローしてまいりたいと考えております。

次のページを御覧いただければと思います。5ページ目になります。ここから(1)から(8)の重点項目の説明になります。まず、5ページは公共業務用周波数に関する取組をまとめております。公共業務用無線局につきましては、左側の表の5Gや無線LAN等の他用途で需要が顕在化している周波数を使用するシステムと、右側はアナログ方式を用いているシステム、それぞれにつきまして、それぞれの表の右から2列目になりますけども、今後の取組をお示しているところがございます。

本年度、関係府省庁にヒアリングを実施しまして、その目標に対する進捗について、表のそれぞれ一番右側に表記しております。全体として、一定の進捗がございました。特に太字で、アンダーラインで示している箇所がございますが、こちらは既に取組が終了したシステムということになります。次年度以降も当面の間、毎年、この進捗状況の確認は実施していきたいと考えてございます。

次の6ページを御覧いただきたいと思います。2つ目の重点項目になります。このスライドでは、V-Low帯域等の取組を示してございます。上の枠の1つ目、こちらは放送大学が関東地域においてFM放送で利用していた周波数につきまして、放送用周波数の活用方策に関する分科会において、今年3月に取りまとめが行われております。その取りまとめに基づきまして、本年6月に臨時災害放送局などに利用可能とする制度整備を行っております。

枠の中の2つ目のポツについては、真ん中の周波数の短冊がございますけども、この短冊の中で白抜きして示している帯域がV-Low帯域になりますが、このV-Low帯域に関する取組を書いてございます。V-Low帯域に関しましては、下に3つ図がございますけども、左側、FM放送の周波数の拡充に向けて、AM放送からFM放送への転換等に必要な帯域幅を検討していくということが、まず、1点です。それから、図の真ん中に示しておりますけども、

F M防災情報システム、これは防災行政無線の音声をF M波で車両等に向けて再送信するシステムでございますが、そのシステムの導入に向けて、周波数共用に関する検討を令和5年度までの予定で実施するというをまとめております。

それから、図の右側についてですけれども、現在、A Mで利用されている路側通信システムですけれども、関係府省庁でF Mへの転換、また、それ以外、ほかのシステムへの移行等が検討されておりました、その検討状況の調査を実施するというをまとめております。これらの検討等を踏まえまして、V - L o wに関しましては、令和6年度末までを目途に、具体的な割当て方針を検討することとしているものでございます。

次の7ページ目を御覧ください。こちらは、2つ目の重点ポイントの項目の中の2つ目ですが、V - H i g h帯域の取組になります。V - H i g h帯域におきましても、先ほど申し上げました分科会で検討が進められまして、本年6月に実証実験の結果が取りまとめられております。その結果、通信サービスの高度化に関する具体的なシステムの導入に向けた検討を進めることと提言がなされております。その提言を踏まえまして、V - H i g h帯域については、真ん中の周波数の短冊でございますけれども、灰色部分に記載しております公共ブロードバンド移動通信システム、これを拡張した場合の共用条件等の検討を進めて、令和6年度末までに技術的条件を取りまとめることとしているところでございます。

次のスライドを御覧ください。8ページ目になります。5 G等の普及に向けた対応についてまとめております。3点ございまして、1つ目が、2.6 G H z帯です。2.6 G H z帯は、引き続き、平時と災害時のダイナミックな周波数共用の活用を含めた5 G導入に向けて、その可能性も含めて検討していくということでございます。

それから、2つ目、ローカル5Gに関してですが、ローカル5Gのさらなる普及に向けまして、広域利用の実現可能性ですとか海上での利用など、より柔軟な運用に向けた検討を実施しておりまして、令和4年度中に取りまとめた上で制度整備を実施していくとしております。

それから、3つ目の4.9GHz帯でございます。一番右側になりますけれども、本年度、令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けまして、既存システムが新たに免許を取得することが可能な期限を令和7年度までを目途とするということを、本年度のプランに明記してございます。

次のスライド、9ページ目を御覧ください。5Gの続きになります。26GHz帯と40GHz帯ですが、これらの周波数帯につきましても、令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて、ダイナミック周波数共用の適用帯域ですとか、終了促進措置の活用も含めた周波数再編について検討を実施することとしております。

この真ん中の周波数の帯で、一番左側にあります22GHz帯につきましては、令和3年度の利用状況調査の評価の結果、1.6GHz幅で約130局と、この帯域を使っている無線局が少ないことが分かっておりますので、ほかの5GのIMT候補周波数帯の再編を行う際に、移行先の受皿の周波数としての可能性について検討することが必要とされております。それを受けまして、26GHz帯や40GHz帯の再編の際の既存システムの移行先候補として、22GHz帯の活用の検討を進めていくこととしております。

次のページ、10ページ目を御覧ください。無線LANの取組になります。図の赤点線が引かれているところ、2か所ありますけれども、左側の5925から6425MHzまでの500MHz幅の拡張につきましても、7月に改正省令の答申をいただいたものでございます。今後は赤点線の右側になりますけれども、6425から7125MHzまでの帯域においてさらなる拡張に向けた検

討を進め、令和5年度中に技術的条件の取りまとめを行うこととしてごさいます。

次のスライドになります。11ページ目を御覧ください。11ページ目は、V2Xの検討でございませう。これは今年度、新しく重点取組として掲載してございませう。V2Xは国際的にも検討が進められてございませう、5.9GHz帯におきまして、昨年度まで既存システムとの共用検討を進めてきた結果として、同一周波数帯のシステムとの共用はできないという検討結果が出ました。その結果、あるいは国際動向も踏まえまして、今年度から具体的な周波数の利用方策、具体的にどう進めていくかという検討を進めてございませう。その検討を通じて、サービス提供主体が明確になり、導入することが適当となった場合には、既存システムの移行等により必要な周波数の幅を確保した上で、令和5年度中を目途に割当てを実施していくこととしてございませう。

次のスライド、12ページ目を御覧ください。衛星関係になります。こちらは昨年度から引き続きという形になります。図の左側、地上と衛星で共通の端末を使用する1.7、1.8GHz帯の非静止衛星通信システム、これについて技術的条件等の検討を行ってございませう。それから、右側のESIM、これは船舶や航空機向けのブロードバンド通信システムですけれども、これについては、同一周波数帯を使用する5Gとの共用検討の結果を本年度中に結論を得ることとしてございませう。

次の13ページのスライドを御覧ください。その他の主な取組ということではございませう。①としまして、MCAの跡地の検討を進めていくということ。それから、下のほう、②としまして、1.2GHz帯の画像伝送システム。これにつきましては、公共業務は廃止済みでございませうけれども、公共業務以外のシステムについても早期の移行を促すために、新たな免許取得が可能な期限を、令和9年度を目途とすることについて、本年度新たにアクションプランに明記し

てございます。

次のスライドを御覧ください。14ページになります。その他の③番目としまして、1.9GHz帯の公衆PHSですけれども、こちらは本年度末でサービスを終了するということをごさしまして、DECT方式ですとか、TD-LTE方式の拡張等につきまして、本年度中に技術的条件を取りまとめることとしております。

次に、最後のスライドになりますけれども、15ページ目でございます。Beyond 5Gにつきまして、本年6月に情報通信審議会で情報通信技術戦略の在り方という答申が取りまとめられております。それに基づきまして、国として集中投資すべきとして特定された研究開発を強力に加速していくということと、電波利用料も活用して一層強化していくことなどを盛り込んでございます。

これ以降のページは、アクションプランの本体をお付けしておりますが説明は省略させていただきたいと思っております。

御説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○日比野会長 荻原課長、ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御質問、あるいは御意見などございますでしょうか。笹瀬先生、お願いします。

○笹瀬代理 荻原課長、どうもありがとうございました。11ページだけもう一度説明をお願いしたいんですけども、5.9GHz帯です。この5.9GHz帯で、この前、実際、検討の結果、共用できないということになりましたので、これに関しては検討を開始したときに、今の既存のシステムの移行先というのはもう大体めどが立っているのでしょうか。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。こちらの既存システムの移行先というのは、まだ協議はこれから始めるというところで、調整はこれからという状況でございますが、あまり離れた周波数帯ですと、周波数の特性が変わっ

てしまいますので、候補としては、近い6GHz台が候補になり得るとは考えております。調整に関しましては、これから関係者の方々に御相談を持ちかけていくような段階だという認識でございます。

○笹瀬代理 ありがとうございます。これは重点的取組ということで、ここを重点だということは総務省で決めているわけで、これからは先になると、電監審がこういうことを考えなきゃいけないのでしょうか。先ほど言いました、重点的な周波数をどこにするかということに関して、今回は総務省が決めていただいて、実際、こういう電波利用料とかを使って実験もやって、共用が難しいということで検討されていると思うんですけども、手続的なものに関しては、どこが重点的に取り組まなきゃいけないかということに関しては、こういう調査で大体見えてくるという理解でよろしいでしょうか。今後はです。

○荻原電波政策課長 資料の2ページを御覧いただきたいんですけども、周波数再編アクションプランに関しましては、今後も電波の利用状況調査と評価の結果等を踏まえて、総務省で案を作成することになります。今回のように、アクションプランの案の報告をさせていただくことになりますが、案を作成するに当たっては、電波の利用状況調査の評価結果、電監審で実施していただく評価の結果を踏まえて、アクションプランの重点項目をピックアップしていくこととなりますので、そういう意味では、評価を反映させていただく形でアクションプランを作成していく、そういう関係になります。

○笹瀬代理 どうもありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、長田委員はいかがですか。

○長田委員 ありがとうございます。感想のようなことにはなりますけれども、公共業務用周波数の有効利用のところ、昨年までの報告と比べても大分着実に進んでいるなど感想を持ちました。ぜひ、あと最後の詰めを頑張ってください

たいと思っています。

以上です。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。しっかり今後もフォローアップを進めていきたいと考えております。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員はいかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。1点だけ、6ページから8ページにかけての放大跡地とV-Low、V-Highの帯域の利活用の点ですけども、放大跡地の周波数は、関東地域における臨時災害放送局で利用できるように、電波法の関係、審査基準の改正手続が終わったということで、V-Lowについては、防災関連情報の提供目的のシステムの導入に向けて技術試験に着手する予定だということが理解できました。そこでV-Highなんですけれども、これも具体的なシステム導入に向けた技術検討や制度整備を進めるというお話だったんですけども、これは放大跡地もV-LowもV-Highも、全体としては、視点としてサービスの現実的な実現可能性であるとか、あるいは事業の経済合理性の観点も加味しながら検討を進めていただきたいと思います。

特にV-Highのほうは、過去は移動受信用の地上基幹放送の失敗もありますし、それから、今回、諸課題検討の分科会でも参入希望がありませんでしたので、そこが非常に難しいというのが分かりましたので、それは、1つ経済合理性の観点とかサービスの実現可能性、普及可能性の点で、いろいろな案があったということです、これを1つの教訓にして、そういった点を踏まえて検討を進めていただければありがたいなと思っています。

以上でございます。

○荻原電波政策課長 林先生、ありがとうございます。V-Highに関しましては、御指摘のとおり、実証実験の課題としまして、6つ実証実験が行われ

たわけですけども、その中で、実現可能性の高いもの、低いもの、それぞれありまして、その中で、この7ページで触れております、公共ブロードバンド移動通信システムの拡張等に関しまして、これは放送ではなく通信の領域になりますけども、実現性が比較的に見込まれるということで、御意見を頂戴していたかと認識しております。それを踏まえて、ニーズ等をしっかり把握しつつ、共用条件等の検討をこれから進めていきたいと考えております。

○林委員 よろしくお願ひいたします。

○日比野会長 あと、矢嶋委員はいかがですか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私のほうからは、現時点では特段のコメントございません。引き続き、御検討よろしくお願ひいたします。

○日比野会長 よろしくお願ひします。

日比野も特段異論はありませんが、重点的取組が充実したなというような感想を持ちました。V-Low、V-High、それから5番のV2Xも入ってきて、充実した内容になったと感じました。公共業務用周波数については、長田委員もおっしゃっていましたが、少し進んできていると思いますけど、2月の報告の際には、7月頃に報告する予定と伺っていましたが、多少時間を要したということでしょうか。それとも、特段そういうこともなく、予定どおり進捗しているということでしょうか。

○荻原電波政策課長 公共業務用周波数の、5ページの公共業務用システムに関連する進捗の御報告かと思ひますけども、特に、何かあったというわけではなくて、順調に進捗しております。

○日比野会長 結構です。それだけで。すいません、ありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、そのほかに特段、御質問、御意見等ないようでしたら、本報告事項については、終了したいと思ひます。

荻原課長、ありがとうございました。

○荻原電波政策課長 どうもありがとうございました。

○日比野会長 それでは、以上で総合通信基盤局の議事を終了いたします。総合通信基盤局の職員の皆様は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○日比野会長 よろしいでしょうか。

諮問事項 (情報流通行政局)

放送法施行規則の一部を改正する省令案 (「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備)

(諮問第23号)

○日比野会長 それでは、次に、情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡のほうをお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

○日比野会長 それでは、再開します。

続きましては、情報流通行政局の議事ですが、諮問第23号、放送法施行規則の一部を改正する省令案 (「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備) につきまして、鎌田国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○鎌田国際放送推進室長 よろしくをお願いいたします。放送政策課の鎌田でございます。資料に基づきまして、御説明させていただきます。資料は諮問第23号説明資料でございます。

まず、1ページ目でございます、「1 諮問の概要」です。今回、諮問させ

ていただきますのは、放送法施行規則の一部を改正する省令案でございますが、冒頭、1段落目でございますが、今年の6月に公布されました電波法及び放送法の一部を改正する法律、このうち、公布後、9月以内に施行する部分に係る放送法施行規則の制度整備についての諮問でございます。

具体的な内容につきましては、その下に書かれておりますが、公共放送について、総務省では検討分科会を立ち上げて検討しまして、その取りまとめを踏まえた改正法が今般成立・公布に至ったというものでございます。

具体的な内容としましては、3段落目でございますが、①協会が認可を受けて出資することができる者に、関連事業持株会社を新たに追加し、協会が関連事業持株会社に出資する場合は当該会社を子会社として保有しなければならないという関連事業持株会社に関する規定、②不正な手段により受信料の支払いを免れた者又は受信契約の締結義務の履行を遅滞した者に対して、協会が割増金を徴収することができることを受信契約の条項に記載すべきという割増金に関する制度について新たに設けられたというものでございます。

今回、このうち②に関してですが、割増金の額につきましては、具体的には、総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額と、法律において定められているところでございますので、今般、放送法施行規則の改正案におきまして、倍数の上限値を整備しまして、こちらにつきましては、法令上、必要的諮問事項となっていることから今回、諮問させていただくというものでございます。

2ページ目でございますが、「2 改正又は変更概要」でございますが、こちら先ほど申し上げたとおり、必要的諮問事項としましては、ゴシック体に書かれてあるとおり、割増金の額に係る倍数の規定の整備でございます。「3 施行期日」につきましては、答申を受けた場合につきましては速やかに改正予定と考えているところでございます。

「4 意見募集の結果」ということで、今回、この諮問に先立ちまして、1

か月ほどパブコメをかけておりました、こちらについての結果としましては、今回の必要的諮問事項を含む放送法施行規則等の全てに関しまして、個人の方から50件の意見があったところでございます。

おめくりいただきまして、3ページ目は、電波法及び放送法の一部改正法の概要でございますので、こちらは省略させていただきます。

4ページ目は、必要的諮問事項に係る割増金の倍数の関係でございますが、具体的な案として、割増金の上限値につきましては、他の公共料金における割増金の例を参考とし、例えば法令に定めのあるものとしまして、鉄道とか高速道路につきましては、正規の料金に割増金の2倍を足して、合計3倍が通例になっていることからしますと、割増金につきましては2倍を上限とするというかたちが適当ではないかとして、今回、諮問させていただくものでございます。

5ページ目は、その関連となる公共料金の例に係る参照条文で、説明は省略させていただきます。

続きまして、6ページ目以降が、先ほど申し上げました省令案に関する意見募集の結果でございます。全体としまして、個人の方から50件の御意見が来たということでございます。今回の必要的諮問事項に係る御意見で申し上げますと、11ページ目から14ページ目までで、具体的には11ページ目の個人の方の15番目の方からでございます。主な意見としましては、総じて、2倍というのは高過ぎるのではないかという御意見をいただいているというところでございます。

右側は考え方でございますが、受信料制度につきましては、広く公平に負担いただくものですから、未契約者の割増金については、受信料の公平な負担のためには必要な措置であり、加えまして、「2倍」について申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、鉄道などのほかの公共料金において導入されている割増金の例を参考としているということから、ほかの例と比べても適正なもの

考えておりますと、整理させていただいているということでございます。

24ページ目までが、パブコメ結果そのものでございます。

25ページ目が関連の参照条文でございまして、26ページ目以降が諮問書で、27ページ目以降が具体的な省令の改正案でございます。

このうち、33ページ目でございますが、具体的な今回の必要的諮問事項に係る規定として、割増金の額に係る倍数の第23条の2において、総務省令で定める倍数は2とするという省令案を作成しているというものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○日比野会長 鎌田室長、御説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 林でございます。

○日比野会長 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。鎌田様、お疲れさまです。

3点、確認の質問がございます。

1点目は、割増金制度なんですけれども、割増金の額は、「過去分の受信料の額」掛ける「総務省令で定める倍数」を超えない額ということで、2倍とすることについて説明いただいたところですが、それはそれで良いとして、私からは、まず、そもそも受信契約を締結しないままで割増金を徴収することは認められるかについて、お聞きしたいと存じます。基本的には、受信契約を締結せずに割増金を徴収するということは認められないわけで、制度化された割増金というのは、あくまでも訴訟などによって受信契約を締結した後に徴収が可能になると理解しておりますが、そういった理解で正しいか、というのが1点目です。

2つ目の質問は、同じく割増金制度について、当初、受信契約を締結してい

ない状態で割増金を徴収可能とする仕組みについても私は諸課題検で議論したように記憶しておりますが、制度化された割増金というのは、あくまで民事上の違約金として位置づけられるものとして理解してよろしいでしょうか。すなわち、例えばさきほどの1点目の質問とかぶるんですけれども、受信契約を締結していない状態で割増金を徴収可能とする仕組みを導入しようとする、日本法で認められていない懲罰的損害賠償に当たるとという議論が想定され、日本の現行法体系上、現実にはこういった仕組みは認められないだろうという気がしますので、そこは、あくまで民事上の違約金に落ち着いたのかなと整理しております。ただ、例えば、労働基準法114条の未払金付加金のような「公法上の制裁」論を持ち出してもダメなのかという気はしないでもありません。

3点目は、この割増金制度と、NHKの受信料に関する2017年の最高裁の大法廷判決がありました。当該判決との整合性については、今般どういう整理がなされて立案されたのかというところを、今さらながらなんですけれども、確認させていただきますでしょうか。

以上です。

○鎌田国際放送推進室長 ありがとうございます。

まず、今回の割増金でございますが、締結した者に対するもので、締結した後適用されるものでございますので、先ほどおっしゃっていただいたように、刑事罰とか行政罰というものと異なりなりまして、民事上の契約関係によるものになると考えているという次第でございます。

最高裁判決の関係ということで申し上げますと、最高裁判決におきましても、例えば、未締結の締結に応じない場合には、締結の承諾の意思表示を命じる判決の確定ということで、先生おっしゃったとおり、判決の確定によって受信契約が成立した場合に、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権が発生するという、契約後において、設置月以降の債権が発生するというかたちで整

理されておりますので、今回の改正案と整合性は取れていると考えているという次第でございます。

○林委員 了解しました。そうすると、今回の諮問案件は、割増金の額で、簡単に言うと、過去分の受信料の額掛ける総務省令で定める倍数、これを超えない額という制度ですよ。

○鎌田国際放送推進室長 そうですね。

○林委員 その総務省令で定める倍数を今回2倍にすると、こういう話ですね。

○鎌田国際放送推進室長 おっしゃるとおりです。

○林委員 それが、他の法令と比べて、特に大きな違和感がないというか、ありていに言えば、他も大体同じような相場感だというお話ですね。

○鎌田国際放送推進室長 おっしゃるとおりでございます。

○林委員 分かりました。頭の整理ができました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

○笹瀬代理 1点、確認ですけれども、これは例えば電車とかバスというのがあるので、一時だけというか、ある時の、この場合は電話料金とかと同じで、締結してからずっとということで、時効のようなものはないのでしょうか。例えば10年間ほったらかしていたとか、そういう人はいないと思うんですけども。この前、コロナの影響で減免なり割引とかしていますよね。

○鎌田国際放送推進室長 はい。

○笹瀬代理 そういうものを含めて、過去数年間、最大3年間とかそういう条件はなく。

○鎌田国際放送推進室長 はい。そのような条件は設けずに、基本的に設置してから締結までの間となります。

○笹瀬代理 なるほど。そうすると、例えば人によってはずっと、いないと思いますけど、何年間も、もしくは10年近くほったらかすような人もいるわけですか、締結せずに。

○鎌田国際放送推進室長 場合によっては考えられる可能性はあるかとは思いますが。

○笹瀬代理 なるほど、分かりました。ただ、全体的な金額が物すごく高いと、結構問題かなという気もしますので、以上です。

○日比野会長 よろしいでしょうか。あと、長田委員はいかがですか。

○長田委員 私からは特にございません。

○日比野会長 そうですか。矢嶋委員はいかがでしょう。

○矢嶋委員 少し質問させていただきたいと思います。参照条文のところなんですけれども、頂いた資料の25ページ目にあって、委任元条項関係とされているところの下の方、放送法第64条4項のところ、1号が前項4号イに掲げる場合に該当する場合と、それから2号がありまして、これに続く部分がよく分かりません。

○鎌田国際放送推進室長 第64条第3項の参照条文が抜けておりまして、大変失礼いたしました。申し上げますと、第64条第3項第4号イが「不正な手段により受信料の支払いを逃れた場合」で、ロが「正当な理由がなくて（第二号に規定する）期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」ということです。

○矢嶋委員 分かりました。そうしますと、パブコメのやり取りの中で、この倍数に関しては、未払いの世帯の話ではなくて、未締結の方に対する適用だということをお返事いただいた部分があると思うんですけれども、イに関しては未払いのほうに入るように思われます。今回はそちらも併せて上限2倍というものを定めることになるという理解でよいでしょうか。

例えば、パブコメの7ページのところで、今回の割増金の関係についての1番のところ、個人の方からの御意見がありますけど、その回答として、「今回の放送法改正による割増金の規定は、未払い世帯に対するものではなく、未契約者への割増金となります」とありましたので、ここのイとの整合性に関して、お伺いしたいと思います。

○鎌田国際放送推進室長 不正な手段により受信料の支払いを免れた場合というのが、具体的に申し上げますと、例えばですが、受信料の支払いが衛星と地上で料金が異なりますが、衛星を受信できる受信設備を設置しているにもかかわらず、地上でしか契約していなくて、地上分の分だけ払わなかったとか、そういう場合で支払いを免れていた場合というものを想定しているということでございます。

一般的に未払いで払わなかったということであれば、それは延滞料金みたいな制度が現行の受信規約で既に定められていますので、そこと違いを書き分けているという形で考えているという次第でございます。

○矢嶋委員 分かりました。そうしますと、総務省の考え方というところの回答の未払世帯というのは、4号イ、4号ロ、それぞれに該当するものではない、一般的な未払いというんでしょうか。

○鎌田国際放送推進室長 そうですね、おっしゃるとおりです。

○矢嶋委員 一般的な意味をさしていると理解しました。若干、4項イとの違いが分かりづらいので、もう少し言葉を足していただいたほうがいいかもしれないと思いました。

○鎌田国際放送推進室長 ありがとうございます。

○矢嶋委員 すみません、細かいことで恐縮です。

○鎌田国際放送推進室長 いえ。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

○林委員 会長、すいません、1点だけ確認させていただけますでしょうか。

○日比野会長 林委員、どうぞ。

○林委員 今、矢嶋先生とのやり取りを拝聴して、再度確認させていただきたいんですけども、今回の割増金というものの法的性格というのは、受信契約締結義務の「履行遅滞」の場合の割増金ということですね。

○鎌田国際放送推進室長 そうですね。おっしゃるとおりでございます。

○林委員 そうすると、つまり今回の制度は、受信契約の未締結の場合において、訴訟などによって未契約者との受信契約を締結させた上で、その上でNHKが割増金を徴収することができる仕組みということですから、これは要約すると、受信契約締結義務を履行遅滞した場合に割増金を徴収するという仕組みといえますね。

○鎌田国際放送推進室長 はい。

○林委員 分かりました。それで整理できました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

私からは、特段異論ございませんが、諮問事項について、2倍という倍率は、ほかの公共料金の事例と比較してもバランスが取れていて、これで結構だと思います。

質問は、パブコメにて、世界の潮流では、イギリスとかフランスとか、公共放送の料金撤廃の方向に動いていると、随分いろいろな人が書いている点です。グローバルな潮流の最近の状況を参考までに教えていただければと思います。

○鎌田国際放送推進室長 いろいろな、御意見の中でもイギリスのように廃止のほうに進んでいるというような御意見もございますが、別に、例えばイギリスとかでも何か受信料を廃止するとか、そういうことが決まったとかではなく、まだ検討段階にあるという状況に承知しておりますので、いずれにしても、公平に国民の方々が公平に負担いただいて賄われる公共放送というのがどうい

在り方が良いのかというのは、諸外国でも議論されているところですので、総務省におきましても、引き続き注視してまいりたいと考えている次第でございます。

○日比野会長 これは具体的に検討されたりしているんですか。

○鎌田国際放送推進室長 今、総務省で研究会を立ち上げておりまして、公共放送のインターネット配信の在り方についても、検討課題として掲げられており、それにつきましては、秋をめどに速やかに検討を開始していくことで考えている次第でございます。

○日比野会長 分かりました。ありがとうございます。

改めて、委員の皆様、何かございましたら、特によろしいでしょうか。追加等よろしいですか。

それでは、諮問第23号につきましては、諮問のとおりに改正することが適当である旨の答申を行います。よろしゅうございますでしょうか。

○笹瀬代理 結構です。

○林委員 賛同いたします。

○長田委員 賛成いたします。

○矢嶋委員 賛成いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

○鎌田国際放送推進室長 ありがとうございました。

○日比野会長 では、以上で情報流通行政局の議事を終了いたします。情報流通行政局の職員の皆さんは、退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了をいたします。

答申書及び審議会について議決した旨の通知につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛て、提出をお願いいたします。

なお、次回開催は、令和4年9月28日、今月の水曜日、28日の水曜日、16時からを予定しております。

それでは、以上で本日の審議会を閉会といたします。長時間ありがとうございました。